

令和8年度

新製品事業化促進助成事業
(中小企業・小規模企業振興基金助成事業)

【応募要領】

令和8年6月

公益財団法人 やまなし産業支援機構

1. 事業の目的

県内の中小企業・小規模企業による新製品等の事業化を促進するために必要な経費の一部を助成することを目的とする。

2. 助成対象事業の内容

(1) 事業の概要

助成事業	内 容	
新製品事業化促進 助成事業	内 容	新たな自社ブランドの構築や新製品の事業化など、商品・デザイン開発及びこれに関連する情報収集、市場開拓事業の経費の一部を助成する。
	対象者	県内に事業所を有する中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業のグループ
	対 象 事 業	(1) 商品及びデザイン開発事業 (2) 新製品に関する情報収集事業 (3) 新製品に関する市場開拓事業 (4) 新製品に関する、情報収集事業及び市場開拓事業に準ずる事業
	助成金	限度額100万円(助成率 対象経費の2/3)
	事 業 期 間	交付決定の日から12ヵ月以内
	採 択 件 数	7件程度

(2) 助成対象経費

助成事業	経費区分
新製品事業化促進 助成事業	◆商品・デザイン開発事業
	①商品デザイン開発費 (原材料費、機械装置・工具器具のリース・修繕に要する経費、外注費、技術コンサルタント料等)
	②委託費 (商品・デザイン開発事業の一部を委託する経費)
	③その他 (上記に掲げるもののほか、財団が特に必要と認める経費)
	◆情報収集事業
	①旅費 (職員旅費・委員等旅費)
	②庁費 (会議費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、原稿料、翻訳料、外注費等)
	③委託費 (情報収集事業の一部を委託する経費)
	④その他 (上記に掲げるもののほか、財団が特に必要と認める経費)

	<p>◆市場開拓事業</p> <p>①謝金 (委員謝金・講師謝金)</p> <p>②旅費 (職員旅費・委員等旅費)</p> <p>③庁費 (会議費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、原稿料、翻訳料、外注費等)</p> <p>④その他 (上記に掲げるもののほか、財団が特に必要と認める経費)</p>
--	---

3. 応募方法

(1) 提出書類

法人の場合	個人の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 定款の写し ・ 登記簿謄本(全部事項証明書) ・ 決算書の写し(直近2期分) ・ 積算金額の根拠書類(見積書、価格表等) ・ 会社案内等企業の概要が分かる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 住民票、経歴書 ・ 青色申告書または白色申告書の写し(直近2期分) ・ 積算金額の根拠書類(見積書、価格表等) ・ 事業案内等事業の概要が分かる書類

※交付申請書はやまなし産業支援機構ホームページよりダウンロードしてください。

※登記簿謄本、住民票は申請日から3か月以内に発行されたものをご用意ください。

(2) 募集期間 令和8年6月3日(水)～令和8年7月31日(金) 必着

- ・ 募集期間内に、公益財団法人やまなし産業支援機構あてに持参又は郵送により提出してください。また、交付申請書の電子データ(WORD)もメール等でご提出ください。
- ・ ご応募を検討されている方は、記載方法等応募にあたってのご留意事項について説明いたしますので、必ず応募書類提出前に一度ご連絡ください。

(3) 応募資格・要件

- ・ 上記「助成対象事業の内容」の「対象者」欄の要件に該当しない場合は応募することはできません。

4. 採択の方法

応募のあった助成対象事業の中から、専門家等で構成する「中小企業・小規模企業振興基金助成事業審査委員会」において、申請書類を基に審査を行い、採択事業を決定いたします。

詳細については、対象者に別途お知らせいたします。

(1) 審査会開催・助成対象者決定時期 令和8年8月下旬(予定)

(2) 助成(採択)要件

新製品事業化促進 助成事業	新規性・独自性／事業の実現可能性／事業の妥当性／ 成果の事業化可能性
--------------------------	---------------------------------------

5. 留意事項

(1) 助成金について

交付決定前に支出した経費は対象外となります。

(2) 実績報告

助成事業が完了したときは、所定の様式に必要な書類を添付して、事業の実績を報告していただきます。また、必要に応じて、事業の進捗状況の報告を求める場合があります。

(3) 助成金の支払時期

助成金の支払時期は、原則として実績報告後の精算払いですが、必要に応じて概算払いも可能です。

(4) 助成事業の内容の公表

助成決定事業は、事業テーマ名、事業者名（グループ）、決定金額について公益財団法人やまなし産業支援機構ホームページ等で公表いたします。

6. お問い合わせ先

〒400-0055 山梨県甲府市大津町2 1 9 2 - 8

公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部 新事業創造課

TEL : 055-242-6383 / FAX : 055-243-1885

URL : [https:// www.yiso.or.jp/service/promote2/](https://www.yiso.or.jp/service/promote2/) / E-mail : sinjigyo@yiso.or.jp